

那 霸 市 公 報

第 1 3 8 8 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

- 那 霸 市 議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則
の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) 254
- 那 霸 市 社 会 福 祉 施 設 の 入 所 措 置 に 係 る 費 用 の 徴 収 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正
す る 規 則 (ち ゃ ー が ん じ ゅ う 課) 256
- 那 霸 市 廃 棄 物 の 減 量 化 の 推 進 及 び 適 正 処 理 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る
規 則 (環 境 政 策 課) 257

訓 令

- 特 別 の 勤 務 に 従 事 す る 職 員 の 勤 務 時 間 等 に 関 す る 規 定 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
(人 事 課) 258

告 示

- 平 成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 5 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)
..... 259

公 告

- 指 定 管 理 者 の 指 定 申 請 に つ い て (商 工 振 興 課) 260
- 那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 那 霸 新 都 心 土 地 区 画 整 理 事 業 に 係 る 事 業 計 画 (第 五 回
変 更) の 縦 覧 に つ い て (新 都 心 開 発 課) 262

病 院 管 理 規 程

- 那 霸 市 立 病 院 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 263

教 育 委 員 会 訓 令

- 那 霸 市 教 育 委 員 会 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 264

規 則

那覇市規則第25号

平成16年 5 月 17 日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第26号

平成16年 5 月17日

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 老人福祉法第11条第1項の規定により、養護老人ホームへの入所等の措置を採った場合 老人保護措置費の国庫負担について（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通知）別紙2費用徴収基準に定める額

第2条第1項第5号を削り、同条第2項中「から第5号まで」を「及び第3号」に改める。

第3条第1項第2号中「第5号」を「第4号」に改める。

別表第1中「別表第1（第2条第1項第1号関係）」を「別表第1（第2条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2（第2条第1項第2号関係）」を「別表第2（第2条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3（第2条第1項第2号関係）」を「別表第3（第2条関係）」に改める。

別表第4中「別表第4（第2条第1項第3号関係）」を「別表第4（第2条関係）」に改める。

別表第5中「別表第5（第2条第1項第3号関係）」を「別表第5（第2条関係）」に改める。

別表第6及び別表第7を削る。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第2条、第4条関係）」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第2条関係）」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第2条関係）」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第5条関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第5条関係）」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第5条関係）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則第2条及び第3条の規定は、平成15年7月1日から適用する。

那覇市規則第27号

平成16年 5月17日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規
則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第
19号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

第22条中「第4項」を「第6項」に改める。

第10号様式中「チ」を「ヌ」に改める。

第11号様式中「第7条第4項」を「第7条第6項」に、「チ」を「ヌ」に改める。

第14号様式中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

第18号様式及び第19号様式中「厚生省関係浄化槽法施行規則」を「環境省関係浄
化槽法施行規則」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第10号

平成16年 4 月 30 日

施 行 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（昭和56年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表環境センターに勤務する職員の項中「直勤務」を「当直勤務」に、「8時から16時30分まで」を「8時30分から17時まで」に、「16時から0時30分まで」を「16時30分から1時まで」に、「0時から8時30分まで」を「0時30分から9時まで」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行し、改正後の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程別表環境センターに勤務する職員の項の規定は、同日において始業時刻が割振られている勤務から適用する。

告 示

那霸市告示第 25 号
平成 16 年 5 月 6 日
掲 示 済

平成 16 年 (2004 年) 5 月那霸市議会臨時会の招集について

平成 16 年 (2004 年) 5 月那霸市議会臨時会を次のように招集する。

那霸市長 翁長 雄志

- 1 招 集 の 日 平成 16 年 5 月 14 日 (金)
- 2 招 集 の 場 所 那霸市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那霸港港湾区域内の公有水面埋立てに関する意見について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (那霸市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて (那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて (那霸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定)
 - (5) 専決処分の報告について (地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 41 条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定)
 - (6) 専決処分の報告について (那霸市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定)
 - (7) 専決処分の報告について (那霸市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定)
 - (8) 専決処分の報告について (車輛物損事故)

- (9) 専決処分の報告について (車輛物損事故)
- (10) 専決処分の報告について (国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条及び第 33 条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定)
- (11) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)

公 告

那覇市公告 第 5 号
平成 16 年 4 月 23 日
掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成 16 年 11 月開館予定の那覇市ぶんかテンプス館の管理を行う法人その他団体を、次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称及び所在地
名 称 那覇市ぶんかテンプス館
所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
- 2 管理の基準及び業務の範囲
那覇市ぶんかテンプス館条例第 18 条及び第 20 条に定めるもののほか、詳細については那覇市ぶんかテンプス館指定管理者募集要項のとおり。
- 3 指定予定期間
平成 16 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所
那覇市経済観光部商工振興課テンプス班
〒900-0013 那覇市牧志 2 丁目 1 番 4 号 (屋宜第 2 ビル 4 階)
電話 098-867-5277 F A X 098-862-1580

- (2) 提出書類
指定管理者指定申請書
指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のテンプス館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
定款又は寄付行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録のみとする。
指定申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
役員の名簿及び履歴書
組織及び運営に関する事項を記載した書類
現に行っている業務の概要を記載した書類
納税証明書
ア 法人の場合は、国税・都道府県民税・市町村税の各納税証明書、設立1年未満の場合は、代表者の納税証明書
イ その他の団体の場合は、代表者の納税証明書(国税・都道府県民税・市町村税)
自主興行を実施製作する主任者の経歴及び実務経験履歴を記載した書類
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 指定申請書及び募集要項の配布期間
平成16年4月23日(金)から平成16年5月28日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (4) 指定申請の期間
平成16年5月17日(月)から平成16年5月31日(月)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (5) 提出方法
指定管理者指定申請書のほか、必要書類にデータを入力したフロッピーを添えて持参して下さい。(郵送、FAXによる提出はできません。)
- 5 お問い合わせ先
那覇市経済観光部商工振興課テンプス班
〒900-0013 那覇市牧志2丁目1番4号(屋宜第2ビル4階)
電話 098-867-5277 FAX 098-862-1580

那覇市公告 第7号
平成16年5月6日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業に係る事業計画(第五回
変更)の縦覧について

那覇市長 翁長雄志

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業に係る事業計画(第五回変更)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。

- 1 縦覧開始の日
平成16年5月8日(土)(縦覧期間2週間)
- 2 縦覧場所
沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号
地域振興整備公団 沖縄都市開発事務所
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時30分まで

病院管理規程

那覇市病院管理規程第15号
平成16年4月30日
公 布 済

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市立病院事務決裁規程（平成15年那覇市病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 看護部の専決事項の項中

「

副院長	看護部長	副看護部長	看護師長
看護部長	副看護部長 看護師長	主任看護師以下 の職員	
看護部長	副看護部長	看護師長	主任看護師以下 の職員
看護部長	副看護部長以下 の職員		
看護師長	主任看護師以下 の職員		

を

「

副院長	看護部長	副看護部長	看護師長
	副看護部長 看護師長	主任看護師以下 の職員	
	副看護部長	看護師長	主任看護師以下 の職員

」

に改める。

別表第1 事務局の専決事項の項(1)人事に関する事項第2号中「診療科、救急部、検査部、放射線部、薬剤部」を「診療部、診療支援部」に改める。

付 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

教育委員会訓令

那霸市教育委員会訓令第 5 号
平成 1 6 年 5 月 6 日
施 行 済

那霸市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令をここに定める。

那 霸 市 教 育 委 員 会
委 員 長 新 城 洋 子

那霸市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

那霸市教育委員会職員服務規程（平成 3 年那霸市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（ 事故等の報告 ）

第 23 条 職員は、公務により事件及び事故（以下「事故等」という。）が生じたとき又は公務以外で重大な事故等が生じたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

2 所属長等の上司が前項の報告を受けたときは、速やかに事故等報告書（第 16 号様式）でその旨を生涯学習部長に報告しなければならない。

様式に次の様式を加える。

第16号様式（第23条第2項関係）

事 故 等 報 告 書

平成 年 月 日
生涯学習部長 様
所 属 等 名
所 属 長 等 名

下記のとおり事故等が発生しましたので、報告します。

記

- 1 事故等の発生日時・場所（図示）
- 2 事故等の当事者名
- 3 事故等の種類（物品損傷・物品紛失・物品盗難・加害事件・飲酒運転等の信用失墜行為・その他）
- 4 事故等の状況及び経過
- 5 事故等の程度

- 6 今後の対策 (事故等後の課としての対応等)
- 7 所属長所見
- 8 その他

付 則

この訓令は、平成16年5月6日から施行する。